

予備試験制度に関する意見の整理等

平成26年6月6日 法曹養成制度改革推進室

| 予備試験制度の現状に対する批判 | 予備試験制度の現状に対する批判への再批判 |
|--|---|
| ○多数の学部生や法科大学院生が予備試験を受験。「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者」にも法曹資格取得のための途を確保するために設けられた <u>予備試験本来の制度趣旨に沿わない状況</u> が生じている。 | ●学部生・法科大学院生の予備試験受験の可能性については <u>立法時から議論されていたが、受験資格を制限するという結論には至らなかった</u> 。 ●予備試験は、資格試験として、 <u>経済的事情や一定の社会的経験を有する者などに平等に受験の機会を付与</u> 。 |
| ○学部生の予備試験受験者が増加している。予備試験受験対策のために <u>司法試験予備校を利用するなど、学部における教育に悪影響</u> が生じている。 | ●学部生で予備試験合格までする者はいまだ少数。 ●学部生は、 <u>予備試験対策だけではなく、法科大学院入学対策も含めて司法試験予備校を利用</u> 。 ●学部生が予備試験を受験することによる <u>学部教育への悪影響の実態は明らかではない</u> 。 ●学部生の中には、予備試験を、法科大学院に進学するかを見極めるために受験している者がいることにも留意。 |
| ○学部から法科大学院に入学せず、時間的にも費用的にも負担の軽い予備試験を <u>バイパス</u> として利用する者がいる。優秀な学生に幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなるのではないか。 | ●法科大学院進学の決定においては、 <u>法科大学院の魅力</u> こそが決定的要素。法科大学院改革で対応すべきもの。 ●予備試験の合格率は3~4%と極めて低く、 <u>狭き門</u> であり、 <u>法曹になるための安易なバイパスとは言えない</u> 。 |
| ○法科大学院生の予備試験受験者が増加している。予備試験受験のための勉強に傾注して <u>法科大学院における学修を疎かにする</u> 者が見られるほか、予備試験受験・合格により <u>法科大学院の教育に悪影響</u> が生じている。 | ●法科大学院生が予備試験を受験することによる <u>法科大学院教育への悪影響の実態は明らかではない</u> 。 ●仮に悪影響があるとしても、 <u>法科大学院における適切な教育指導や厳格な単位・修了認定により対応すべき</u> 。 ●法科大学院生は、司法試験科目でなければ授業に集中しない、あるいは勉強しない等の指摘がなされている現状に照らせば、授業の充実化は予備試験特有の問題ではない。 ● <u>法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上</u> が重要。 |
| ○法科大学院生へ進学しても予備試験・司法試験合格をもって <u>法科大学院を中退する</u> 者がいる。 <u>予備試験が主流との認識や法科大学院教育の軽視の傾向</u> が広がりつつある。 | ●法科大学院生の予備試験合格者は増加しているが、その多くは、 <u>法科大学院3年次での合格であり、予備試験合格をもって中退する者は少ない</u> 。 ● <u>法科大学院在学中に司法試験に合格してもなお、法科大学院での学修を続ける者もいる</u> 。法科大学院に留まるか否かは、ひとえに <u>法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上の問題</u> 。 |
| ○ <u>予備試験組がエリート</u> であり、法科大学院組が二番手との風潮に拍車がかかり、優秀な者が、 <u>法曹養成の中核である法科大学院を目指さなくなる</u> 。 | ●予備試験が司法試験合格への主流あるいは容易な道であるとの認識が広がっているとは言えない。 ● <u>法曹三者においては、予備試験組がエリート、法科大学院修了組が二番手との認識はない</u> 。採用においても、個々人の能力を評価している。 ●法科大学院教育の魅力、法科大学院修了の意義向上と、そのアピールが重要。 |
| ○現行の予備試験科目は、その科目数等に限りがあり、 <u>法科大学院修了者と同程度の学識・能力の有無を判定する試験になっていない</u> 。予備試験のほうが、法科大学院修了よりも負担が軽い。 | ●法科大学院修了者と同程度の学識・能力の有無を判定するという目的は、結局は司法試験受験資格を付与するという目的に収斂されるところであるが、予備試験合格者の約7割が司法試験に合格している現状からすれば、予備試験は、 <u>司法試験受験資格を付与する試験として適切に運用されている</u> といえる。 ●予備試験の合格率は、3~4%と極めて低く、 <u>狭き門</u> であり、 <u>負担が軽いとは言えない</u> 。 |

| 予備試験制度の制度的制約についての考え方 | 予備試験の制度的制約に慎重な立場からの反論等 |
|--|--|
| (A案) 予備試験の受験資格として <u>資力要件・社会人経験要件</u> を設ける案 | <ul style="list-style-type: none"> ●現在は誰でも受験できる予備試験の受験を制限することで、ますます法曹を目指すことはリスクが高いと思われ、<u>法曹志願者減少に結びつくおそれ</u>。 ●<u>受験資格をこの2つの事情のみに限定することは、様々な事情により法科大学院に進学しない、進学できない者との不平等が生じる。職業選択の自由の観点から問題</u>。 ●<u>現行法の制度設計時にも検討された案</u>であるが、<u>制度化に至らなかった</u>。これを変更するには、<u>当時想定されていなかった新たな立法事実が必要</u>。現状において受験資格を「経済的事情」と「社会経験」のみに限定しなければならないよう<u>新たな事情があるとはいえない</u>。 ●経済的事情や社会経験について、何をもって「法科大学院を経由しなくてもよい程度」と評価できるのか、具体的にどこで線引きするするのか<u>法律要件化が極めて困難</u>。たとえ法律要件化できたとしても、<u>実際に要件該当性を確認することは非常に困難</u>。 |
| (B案) <u>一定の年齢以上</u> あることを予備試験の受験資格とする案 | <ul style="list-style-type: none"> ●予備試験を受験できなくなることで、<u>学部段階で法曹の途自体を選ばなくなるおそれ</u>。 ●<u>現在誰でも受験可能な予備試験について、受験の権利を一定年齢で制約することを正当化するだけの根拠がない</u>。 ●年齢で受験を制限することは、<u>法の下の平等に反する</u>、あるいは、<u>職業選択の自由に対する過度な制約</u>となるおそれがある。 ●<u>現行法の制度設計時にも、学部生が予備試験をバイパスとして利用する可能性については指摘され、検討されていたが、受験資格を制限するという結論は採用されなかった</u>。これを変更するには、<u>当時想定されていなかった新たな立法事実が必要</u>。大学在学中に司法試験にまで合格する者は限定的であり、増加の傾向は見られない。法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者も増加傾向ではあるが限定的。現状において、予備試験をバイパスとして利用している者はごく少数。 ●予備試験組の若年合格者が、<u>法曹としての質に問題があるとの指摘は現時点では見られない</u>。 |
| (C案) 法科大学院在学中の者には予備試験の受験を <u>認めないこと</u> とする案 | <ul style="list-style-type: none"> ●現在は誰でも受験できる予備試験の受験を制限することで、ますます法曹を目指すことはリスクが高いと思われ、<u>法曹志願者減少に結びつくおそれ</u>。 ●法科大学院在学生に予備試験を受験させないとすることによって、法曹志願者は、法科大学院か予備試験かの二者択一を迫られることとなり、<u>法科大学院に入学する者が減少するおそれ</u>。 ●法科大学院在学生が予備試験を受験していることにより生じている<u>教育への悪影響があるならば、まず法科大学院自身の対応策によって解消すべき</u>。 ●<u>実際に要件該当性を確認できるかについて慎重な検討が必要</u>。 |
| (D案) 予備試験の <u>試験科目</u> として、展開・先端科目等を追加・変更する案 | <ul style="list-style-type: none"> ●予備試験合格資格で司法試験に合格した者について、不足があるとの指摘は見られない現状において、試験科目を追加・変更する立法事実があるといえるか。 ●法科大学院生が司法試験科目以外の科目は真剣に取り組まないとの指摘がある現状においては、まずは法科大学院改革を進め、試験科目以外の科目についても確実に修得できているといえる状態にする必要があるのではないか。 ●<u>司法試験の選択科目廃止とも連動する問題</u>であり、併せて<u>慎重な検討が必要</u>。 |